

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○宮城県議会定例会の招集	(財政課)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	一
○県営土地改良事業計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	一
○保安林の指定の解除(二件)	(森林整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(同)	二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(都市計画課)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	三
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		三
○政治団体の届出事項の異動届		三
○政治団体の解散届		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		四
○資金管理団体の届出		七

告 示

○宮城県告示第百二十一号

平成二十七年二月十七日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。
平成二十七年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百二十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、
農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
平成二十七年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十七年二月十日

○宮城県告示第百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営石巻中部地区土地改良事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業))計画を定め
たので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年二月十日から平成二十七年三月十一日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

石巻市河南総合支所

○宮城県告示第百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営川前四地区土地改良事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業))計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年二月十日から平成二十七年三月十一日まで

三 縦覧場所

東松島市役所

○宮城県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

仙台市若林区井土字須賀三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置

いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前二二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前二二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町御前浜字大石角一四（国有林）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第百二十八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成二十七年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
 村田町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・四百一号 沼辺足立幹線

三 事業施行期間

「平成十六年二月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成十六年二月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
 平成二十七年二月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

本吉郡南三陸町歌津字館浜百二十七番二、百二十八番、九十六番一の一部、百二十七番一の一部、百三十番一の一部、二百十四番の一部、二百三十七番の一部、二百四十番の一部、二百四十二番の

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

一部、二百四十七番の一部、百二十六番三地先の道の一部、百二十七番一地先の道の一部
 南三陸町

選挙管理委員会

○宮選管告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。
 平成二十七年二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

大久保三代連合後援会 大久保三代 矢倉 尚典 仙台市泉区高森四丁目二一九六 平成二十六年十二月二十五日

佐々木奈津江後援会 佐々木奈津江 佐藤 美香 登米市中田町石森字加賀野二一〇 平成二十七年一月六日

松本よしお後援会 松本 由男 松本 由男 仙台市宮城野区新田一丁目二番二七号 平成二十七年一月五日

若生ひろとし後援会 中鉢 義徳 松戸 信博 黒川郡富谷町今泉鶴巻五一番地 平成二十七年一月五日

○宮選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。
 平成二十七年二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

委員 田 旧 届出年月日

(一) 政党の支部 政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党宮城県支部 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴岡 一〇一〇一〇 平成二十六年十二月二十四日

自由民主党宮城野区支部 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴岡 二一〇一八 平成二十七年

自由民主党宮城県支部 会計責任者 入野田 博 遠藤 利信 平成二十七年

連合会 の氏名 一月十五日
 自由民主党宮城県電気通信支部 代表者 結城 澄雄 平成二十七年一月十五日
 自由民主党金成支部 会計責任者 阿部 喜男 平成二十七年一月二十二日

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日
 大友喜助後援会 代表者 菊池 五郎 石橋 徹郎 平成二十七年一月九日
 加藤けんいちを囲む会 会計責任者 春日 和彦 向谷地敏和 平成二十七年一月十五日
 佐藤英治後援会 会計責任者 百々 郁子 片桐百合子 平成二十七年一月八日
 ふるさと宮城22 会計責任者 渡邊 寛子 小松真知子 平成二十七年一月三十日
 宮城県商工政治連盟大河原支部 代表者 齋藤 清一 八重樫國光 平成二十七年一月十三日
 宮城県ビルメンテナンズ政治連盟 代表者 三浦 信 鈴木 良夫 平成二十七年一月三十日
 村井嘉浩知事を支援する大和の会 会計責任者 渡辺 良雄 伊藤 正之 平成二十七年一月二十六日
 杜の都市政研究会 代表者 古山 直史 猪又 和彦 平成二十七年一月十五日
 渡辺勝幸後援会 会計責任者 鈴木 孝将 佐々木貴広 平成二十七年一月三十日
 会計責任者 渡邊 寛子 小松真知子 平成二十七年一月三十日

○宮選管告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。
 平成二十七年二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日
 みんなの党仙台市議会第2支部 早坂 敦 平成二十六年十二月一日
 みんなの党仙台市議会第1支部 柳橋 邦彦 平成二十六年十二月三十一日

みんなの党仙台市議会第6支部 小野寺淳一 平成二十六年十一月二十八日
 みんなの党参議院宮城県第2支部 和田 政宗 平成二十六年十一月二十八日
 みんなの党宮城県総支部 和田 政宗 平成二十六年十一月二十八日

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日
 梅津てるお後援会 柏 雄 平成二十六年十二月二日
 齋藤正一郎後援会 齋藤 勝雄 平成二十六年十二月三十一日
 しがみつる後援会 庄子 哲朗 平成二十六年十二月三十一日
 三田静夫後援会 三田 静夫 平成二十六年十二月三十日

○宮選管告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成二十七年二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(政党の支部)

みんなの党仙台市議会第6支部
 報告年月日 27. 1. 6 (26. 11. 28解散)

- 1 収入総額 90,000
- 本年収入額 90,000
- 2 支出総額 0
- 3 本年収入の内訳 寄附 90,000
- 団体分 90,000
- 4 寄附の内訳 (団体分)
- 日本スナック工業株式会社 90,000 埼玉県草加市

○宮選管告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平

成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十七年二月十日

宮城県選挙管理委員会
委員長 森 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

みんなの党参議院宮城県第2支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 和田 政宗

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

報告年月日 26. 12. 26 (26. 11. 28解散)

1 収入総額	36,817,432
前年繰越額	150,256
本年収入額	36,667,176
2 支出総額	36,817,432
3 本年収入の内訳	
寄附	1,405,161
個人分	405,161
団体分	1,000,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	35,000,000
みんなの党 本部	35,000,000
その他の収入	262,015
事務所敷金回収金	130,000
一件十万円未満のもの	132,015
4 支出の内訳	
経常経費	19,953,475
人件費	12,571,560
光熱水費	448,834
備品・消耗品費	2,031,986
事務所費	4,901,095

政治活動費 16,863,957

組織活動費 2,654,795

機関紙誌の発行その他の事業費 1,004,580

機関紙誌の発行事業費 124,200

宣伝事業費 880,380

調査研究費 172,891

寄附・交付金 12,637,991

その他の経費 393,700

5 寄附の内訳

（個人分）

中川 廣文 405,161 東京都文京区

（団体分）

株式会社 松居組 1,000,000 仙台市青葉区

みんなの党仙台市議会第1支部

報告年月日 27. 1. 6 (26. 12. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0
みんなの党仙台市議会第2支部	
報告年月日 27. 1. 19 (26. 12. 1解散)	
1 収入総額	9,214
前年繰越額	9,214
2 支出総額	9,214
3 支出の内訳	
経常経費	9,214
備品・消耗品費	4,868
事務所費	4,346
みんなの党仙台市議会第6支部	
報告年月日 27. 1. 6 (26. 11. 28解散)	
1 収入総額	200,000
前年繰越額	90,000
本年収入額	110,000

2	支出総額	178,179	事務所費	878,024
3	本年収入の内訳		政治活動費	6,282,686
	寄附	110,000	組織活動費	304,940
	団体分	110,000	機関紙誌の発行その他の事業費	5,977,746
4	支出の内訳		宣伝事業費	4,677,181
	経常経費	30,379	政治資金パーティー開催事業費	1,300,565
	備品・消耗品費	30,379	(その他の政治団体)	
	政治活動費	147,800	梅津てるお後援会	
	機関紙誌の発行その他の事業費	147,800	報告年月日 27. 1. 9 (26. 12. 2 解散)	
	宣伝事業費	147,800	1 収入総額	390,783
5	寄附の内訳		前年繰越額	261,068
	(団体分)		本年収入額	129,715
	日本スレップ工業 株式会社	110,000	2 支出総額	390,689
	みんなの党宮城県総支部		3 本年収入の内訳	
	報告年月日 26. 12. 26 (26. 11. 28 解散)		個人の党費・会費	(65人) 74,000
1	収入総額	16,180,459	寄附	55,600
	前年繰越額	4,670,000	個人分	55,600
	本年収入額	11,510,459	その他の収入	115
2	支出総額	11,194,847	一件十万円未満のもの	115
3	本年収入の内訳		4 支出の内訳	
	機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,770,000	経常経費	108,000
	みんなの党宮城県総支部大会費	1,770,000	備品・消耗品費	108,000
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	9,740,000	政治活動費	282,689
	みんなの党本部	9,740,000	組織活動費	263,681
	その他の収入	459	機関紙誌の発行その他の事業費	19,008
	一件十万円未満のもの	459	宣伝事業費	19,008
4	支出の内訳		5 寄附の内訳	
	経常経費	4,912,161	(個人分)	
	人件費	3,850,540	梅津ひろ子	55,600
	光熱水費	90,598	斎藤正一郎後援会	刈田郡七ヶ宿町
	備品・消耗品費	92,999	報告年月日 27. 1. 30 (26. 12. 31 解散)	

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 しかみつる後援会
 報告年月日 27. 1. 20 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 三田静夫後援会
 報告年月日 27. 1. 6 (26. 12. 30解散)

1 収入総額 2,100
 前年繰越額 2,100

2 支出総額 2,100
 3 支出の内訳
 経常経費 2,100
 備品・消耗品費 2,100

○宮選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
 平成二十七年二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団 体の届出を した者の氏 名	公職の種類	資金管理団体の 名 称	主たる事務所の 在 地	代表者の 氏 名	届出年月日
大久保三代	宮城県議会議員	大久保三代連合後 援会	仙台市泉区高森四 丁目二―一九六	大久保三代	平成二十六年 十二月二十五日
佐々木奈津江	宮城県議会議員	佐々木奈津江後援 会	登米市中田町石森 一〇	佐々木奈津江	平成二十七年 一月六日